

宮津市公報

平成30年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

125 自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	1
126 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱	1
127 宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱	1
128 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱	2

公 告

48 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募	3
49 公示送達	3
50 公示送達	4
51 市有土地・建物売払の一般競争入札	4
52 公示送達	8
53 農用地利用集積計画の縦覧	8
54 宮津市地区計画等の案の縦覧	8
55 平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者	8

水 道 企 業

《告 示》

6 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の取消し	9
-------------------------	---

教 育 委 員 会

《規 則》

6 宮津市就学援助規則の一部を改正する規則	9
-----------------------	---

《告 示》

18 宮津市教育委員会定例会の招集	10
-------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

59 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧	10
--------------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

13 宮津市農業委員会総会の招集	11
------------------	----

告 示

宮津市告示第125号

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年10月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱（平成13年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、防災行政無線への接続に係る改修に要する経費については、下限を設けないものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成31年4月1日以後に行う有線放送施設整備事業について適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第126号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年10月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「前々年」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第7条第2項第1号中「（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第127号

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年10月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給する。

第6条第1項第1号中「属する者」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者

で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含む。」を加える。

第7条第1項第1号中「属する者」の次に「(寡婦等のみなし適用対象者を含む。)」を加える。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、看護師養成機関の修了日以降に支給するものとする。

第9条第2項第2号中「前々年」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同項中第4号を第5号とし、同項第3号中「当該申請者」を「申請者」に改め、「書類」の次に「(申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第128号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年10月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（平成27年告示第124号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「前々年）の所得の額等」を「前々年とする。以下同じ。）の所得の額等」に、「扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）」を「扶養親族」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第9条第1項第1号イ中「(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)」を削り、同号中カをキとし、同号ウからオまでを同号エからカまでとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第9条第1項第2号イ中「(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)」を削り、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第48号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成30年10月5日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	3	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民部市民課市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月15日(月)から平成30年11月30日(金)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

先着順(同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。)

7 入居時期 入居決定した日から約1か月後

————— * * * —————

宮津市公告第49号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年10月11日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第50号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年10月18日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第51号

第1回土地建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成30年10月19日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	鶴賀	宮津市字鶴賀1175番8	土地	112.59㎡	3,352,000円
			建物	64.03㎡	

(2) 売払に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとする。

イ 建物は未登記であり、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままで使用は困難と判断される。

ウ 用途指定は無し。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする

る者でないこと。

(5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

(1) 受付期間 平成30年10月22日（月）から平成30年11月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付場所 宮津市総務部財政課管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とする。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市総務部財政課管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

4 売払物件の現地案内

平成30年10月22日（月）から平成30年10月29日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。物件所在地において、物件の概要説明を行うので、希望日の前日（土曜日及び日曜日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市総務部財政課管財契約係 電話 0772-45-1611

5 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年11月6日（火） 午前11時開始

受付を午前10時30分から午前11時までに行うこと。

(2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しない。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

7 入札日に持参するもの

(1) 入札参加申込書（入札参加証）※受付印があるもの

(2) 入札保証金（入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ））

(3) 印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

(4) 委任状（代理人が入札する場合のみ）

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。

入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。

(5) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

8 入札の方法

(1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札の受付は、午前10時30分から午前11時までとする。

(3) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。

- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければならない。
- (5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用すること。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。
（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とするものであること。）
- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出すること。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

12 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札要項に違反した入札

13 契約の締結

- (1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市総務部財政課において、別添「土地建物売買契約書」により契約を締結するものとする。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とする。
- (2) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還する（売買代金の一部に充当することができる。）。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しない。

15 所有権の移転時期

- (1) 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとする。
- (2) 落札物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権移転登記は、前号の引渡し後、速やかに宮津市が囑託により行う。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とする。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがある。

17 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができない。

18 契約上の特約

- (1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

19 落札者は、本実施要項18に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければならない。

20 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

21 公租公課等

落札物件の売買契約作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とする。

22 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。

23 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによる。

24 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市総務部財政課管財契約係
電話 0772-45-1611

————— * * * —————

宮津市公告第52号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年10月19日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成30年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年10月23日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成30年10月25日

至 平成30年11月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項及び宮津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成12年条例第31号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案を縦覧に供します。

なお、当該地区計画の変更（案）について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、宮津市長に意見書を提出することができます。

平成30年10月25日

宮津市長 城崎雅文

1 種類 地区計画

2 名称 宮津難波野地区地区計画

3 位置及び区域 宮津市字江尻、難波野、大垣、中野及び日置地内
区域は計画図表示のとおり

4 縦覧場所 宮津市建設部都市住宅課（本館南棟3階）

5 縦覧期間 平成30年10月25日から平成30年11月7日まで

————— * * * —————

宮津市公告第55号

平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成30年11月1日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

J 1 0 0 2	J 1 0 0 5	J 1 0 0 7	J 1 0 0 9
J 1 0 1 0	J 1 0 1 2	J 1 0 1 5	J 1 0 1 9
J 1 0 2 0	K 2 0 0 7	L 3 0 0 5	
M 4 0 3 1	P 7 0 0 2		

第 2 次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 平成30年11月27日 (火)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

水 道 企 業

《 告 示 》

宮津市水道告示第6号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第8条第3号に該当するため、宮津市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条の規定により告示する。

平成30年10月18日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第K98033号

- (1) 名 称 株式会社久保製作所
- (2) 所在地 宮津市字鶴賀2161番地の1
- (3) 代表者 代表取締役 久 保 昌 三

教 育 委 員 会

《 規 則 》

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月11日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第6号

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則

宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就学困難な児童」を「就学困難な児童生徒」に、「学齢児童」を「学齢児童及び学齢生徒」に、「生徒（法第18条に規定する学齢生徒）」を「就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第1項に規定する就学予定者）」に改める。

第2条中「中学校」の次に「若しくは京都府立の中学校」を加え、「児童若しくは生徒の保護者」を「児童生徒若しくはこれらの小学校若しくは中学校の就学予定者の保護者」に、「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）」を「施行令」に、「児童若しくは生徒（）」を「児童生徒（）」に改める。

第3条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項各号中「児童及び生徒」を「児童生徒」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、就学予定者に係る就学援助の費目については、同項第6号に規定す

る費目に限る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、就学援助の入学前の支給（以下「入学前支給」という。）を受けようとする者は、委員会が別に定める期間及び方法により提出しなければならない。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、就学予定者の保護者には委員会が別に定める方法により通知するものとする。

第6条第2項中「第9号」の次に「(宮津市学校給食費徴収条例(平成30年条例第14号)第1条に規定する学校給食費を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項第6号に規定する費目の入学前支給については、就学予定者の保護者に直接支払うものとする。

第7条第1項第2号中「翌年」を「当該年度」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 入学前支給の認定を受けた保護者にあつては、委員会が認定した日から翌年度の3月末日までの期間

第9条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 就学予定者が宮津市立小学校若しくは中学校又は京都府立の中学校に就学しなかったとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市就学援助規則の規定は、平成31年4月1日以後の就学に係る就学援助について適用し、同日前の就学に係る就学援助については、なお従前の例による。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第18号

平成30年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年10月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

1 日 時 平成30年10月26日(金) 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ[宮津阪急ビル] 4階
応接会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第59号

平成30年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月12日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 縦覧の期間 平成30年10月20日から11月3日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第13号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年11月 1 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年11月 8 日（木） 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第 2 コミュニティルーム
- 3 議 題
議案第27号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
議案第28号 非農地証明について